

選 択 約 款

(時間帯別B契約)

2022年11月1日

中遠ガス株式会社

(登録番号：D0047)

目 次

1. 約款の適用	1
2. この選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	3
7. 料金	3
8. 延滞利息	3
9. 単位料金の調整	4
10. 需給契約の精算額	5
11. 名義の変更	7
12. 契約の変更または解消	7
13. 契約の変更または解消に伴う契約最大使用量超過精算額 または契約昼間使用量超過精算額の精算	8
14. 契約の解消に伴う契約中途解消精算額	8
15. 本支管工事費の精算	9
16. 緊急調整時の措置	9
17. その他	10

付 則

1. この選択約款の実施期日	11
2. この選択約款の掲示	11

(別 表)

1. 料金の算定方法	12
2. 料金表	13

1. 約款の適用

この選択約款の適用条件を満たすお客さまが、この選択約款の適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。

2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の時間帯別B契約選択約款によります。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に関する異議がある場合は、この選択約款による契約を解消することができます。
- (3) 当社は、一般ガス供給約款に定める方法で当該変更内容をお知らせします。

3. 用語の定義

- (1) 「契約最大使用量」とは、契約で定める1年間を通じて1時間あたりの最大の使用量をいいます。(小数点以下切捨て)
- (2) 「契約月別使用量」とは、契約開始月から終了月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (3) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4) 「契約年間引取量」とは、契約で定めるお客さまの1年間において引取らなければならない使用量をいいます。
- (5) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。
- (6) 「最大需要期」とは、12月分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から3月分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの4か月間をいいます。
- (7) 「最大需要月」とは、最大需要期における契約月別使用量が最も多い月をいいます。
- (8) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します。(小数点以下切捨て)

$$\text{契約年間} \quad \text{年間の1か月あたり平均契約使用量} \\ \text{負荷率} = \frac{\text{最大需要期の1か月あたり平均契約使用量}}{\text{契約年間}} \times 100$$

- (9) 「昼間」とは午前7時から午後10時までをいい、「夜間」とは午後10時から午前7時までをいいます。
- (10) 「契約昼間使用量」とは、最大需要期における1か月間の昼間使用量が最も多い月の契約で定める昼間使用量をいいます。
- (11) 「契約夜間使用量」とは、最大需要月の契約月別使用量から契約昼間使用量を控除した後の使用量をいいます。
- (12) 「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に、消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に、地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合

には、その端数の金額を切り捨てます。

(13) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

(14) 「単位料金」とは、9に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

(15) 「託送供給約款」とは、ガス事業法第48条1項の規定に基づき関東経済産業局長の認可を受け設定した、当社が託送供給を行う場合に、料金その他供給条件を定めた約款をいいます。

4. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

(1) 契約最大使用量が次のとおりであること。

契約最大使用量	6立方メートル以上
---------	-----------

(2) 契約年間使用量が契約最大使用量の600倍（小数点以下切り捨て）以上であること。

(3) 契約月平均使用量が次のとおりであること。

契約月平均使用量	780立方メートル以上
----------	-------------

(4) 契約年間引取量が契約年間使用量の65パーセント以上であること。

(5) 契約年間負荷率が65パーセント以上であること。

(6) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要であること。

5. 契約の締結

(1) お客さまは、この選択約款にもとづき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を当社と契約していただきます。

(2) お客さまは、新たにこの選択約款にもとづきガスの使用を申し込む場合、またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画にもとづき、機器の規模、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考に、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。

- ① 契約最大使用量
- ② 契約昼間使用量
- ③ 契約夜間使用量
- ④ 契約年間使用量

- ⑤ 契約年間引取量
- ⑥ 契約月平均使用量
- ⑦ 契約月別使用量

- (3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものとしたします。
- (4) 当社は、お客さまがこの選択約款または当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款への申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に契約の解消を行った場合には、当該月の検針日および契約の解消を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

最大使用量、昼間使用量および夜間使用量は、原則として負荷計測器により算定いたします。（負荷計測器本体は当社負担とし、取付関係工事費はお客さま負担とします。）

ただし、負荷計測器の故障等の場合には、当社とお客さまの協議によってその月における最大使用量、昼間使用量および夜間使用量を算定いたします。

7. 料 金

- (1) 料金は、一般ガス供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して30日目（以下「支払期限日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。
- (2) 当社は、（別表）の料金表を適用して、料金を算定いたします。
- (3) 契約開始日から次の検針日までの期間が24日以下または36日以上となった場合、当社はその算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。また、新たにガスのご使用を開始した場合は、一般ガス供給約款に定めるところによります。
- (4) お客さまの都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は（2）にもとづく1か月あたりの基本料金全額とし、従量料金は（2）の従量料金に準じて算定いたします。
- (5) 料金は、口座振替または払込みいずれかの方法によりお支払いいただきます。ただし、一般ガス供給約款に定める供給停止の解除のためにお支払いいただく料金は、原則として払込みの方法によります。

8. 延滞利息

- (1) お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日

から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。

① 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落としした場合

② 料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合

(2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数

×0.0274パーセント (1円未満の端数切り捨て)

(備考)

消費税等相当額の算定方法は、(別表)のとおりといたします。

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

(4) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定に基づきあわせて支払っていただく料金の支払期限日と同じとします。

9. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表の1(4)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

=基準単位料金+0.082円×(原料価格変動額/100円)×(1+消費税率)

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

=基準単位料金-0.082円×(原料価格変動額/100円)×(1+消費税率)

(備考)

上記イ、ロの算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

82,770円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表の1(4)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したLNGトン当たり平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)及びプロパントン当たり平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9400 \\ + \text{トン当たりプロパン平均価格} \times 0.0645$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりプロパン平均価格は、当社の本社に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

10. 需給契約の精算額

需給契約に関する精算額は、最大使用量倍率未達精算額、年間負荷率未達精算額、契約年間引取量未達精算額、契約最大使用量超過精算額および契約昼間使用量超過精算額とし、当社は、当該精算額を、原則として、それぞれの未達あるいは超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。ただし、次の(1)、(2)および(5)が重複して生じた場合には、いずれか高いものを申し受けるものといたします。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(1) 最大使用量倍率未達精算額

お客さまの年間の実績使用量が、契約最大使用量の600倍(小数点以下切捨て)未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、最大使用量倍率未達精算額といたします。ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\begin{array}{l} \text{最大使用量} \\ \text{倍率未達} \\ \text{精算額} \end{array} = \left[\begin{array}{l} \text{契約最大} \\ \text{使用量の} \\ \text{600倍に} \\ \text{相当する} \\ \text{年間使用} \end{array} - \begin{array}{l} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{ガス需給契約に定} \\ \text{める月別契約量に} \\ \text{各月の単位料金を} \\ \text{乗じたものの合計} \\ \text{額を契約年間使用} \\ \text{量で除し、小数点} \\ \text{第3位以下を四捨} \\ \text{五入した額} \times 3 \end{array} \right]$$

なお、この未達精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量に供給約款に定める料金を適用して算定される料金総額の

103パーセントに相当する額（小数点以下切捨て）をこえない範囲で算定するものといたします。

(2) 年間負荷率未達精算額

お客さまの実績年間負荷率〔（年間の1か月あたり平均実績使用量／最大需要期の1か月あたり平均実績使用量）×100をいいます。〕が65パーセント（小数点以下切捨て）未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達精算額といたします。ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{年間負荷率未達精算額} = \left(\frac{\text{負荷率65パーセントに相当する年間使用量} - \text{実績年間使用量}}{\text{ガス需給契約に定める月別契約量に各月の単位料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し、小数点第3位以下を四捨五入した額} \times 3} \right) \times 3$$

なお、この未達精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量に供給約款に定める料金を適用して算定される料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切捨て）をこえない範囲で算定するものといたします。

（備考）

負荷率65パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の1か月あたり平均実績使用量に0.65を乗じ、その量を1.2倍した量といたします。

(3) 契約年間引取量未達精算額

当社は、お客さまの年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達精算額といたします。

$$\text{契約年間引取量未達精算額} = \left(\frac{\text{契約年間引取量} - \text{実績年間使用量}}{\text{ガス需給契約に定める月別契約量に各月の単位料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し、小数点第3位以下を四捨五入した額}} \right) \times 3$$

(4) 契約最大使用量超過精算額

最大需要期において最大の1時間あたりの使用量が契約最大使用量の105パーセントに相当する量(小数点以下切上げ)をこえた場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大使用量超過精算額といたします。

$$\begin{array}{l} \text{契約最大} \\ \text{使用量} \\ \text{超過精算額} \end{array} = \left(\begin{array}{l} \text{最大の} \\ \text{1時間} \\ \text{あたりの} \\ \text{使用量} \end{array} - \begin{array}{l} \text{契約最大} \\ \text{使用量} \\ \times \\ \text{1.05} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{流量基本} \\ \text{料金} \\ \text{相当単価} \\ \times \\ \text{1.1} \end{array} \times 1.2$$

ただし、それ以前に契約最大使用量超過精算額を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、または申し受けることが確定している金額をこえている場合に限り、その差額を契約最大使用量超過精算額といたします。

(5) 契約昼間使用量超過精算額

最大需要期のいずれかの月において昼間使用量の実績が契約昼間使用量の105パーセントに相当する量(小数点以下切上げ)をこえた場合には、次の算式によって算定する金額を契約昼間使用量超過精算額といたします。

$$\begin{array}{l} \text{契約昼間} \\ \text{使用量} \\ \text{超過精算額} \end{array} = \left(\begin{array}{l} \text{その月の} \\ \text{昼間} \\ \text{使用量} \end{array} - \begin{array}{l} \text{契約昼間} \\ \text{使用量} \\ \times \\ \text{1.05} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{昼間基本} \\ \text{料金} \\ \text{相当単価} \\ \times \\ \text{1.1} \end{array} \times 1.2$$

ただし、それ以前に契約昼間使用量超過精算額を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、または申し受けることが確定している金額をこえている場合に限り、その差額を契約昼間使用量超過精算額といたします。

1.1. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に係る部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

1.2. 契約の変更または解消

(1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、もしくは2の規定により選択約款が変更された場合

は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものといたします。

- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合及び10の精算額の対象に繰り返し該当している場合を含む。）には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

1.3. 契約の変更または解消に伴う契約最大使用量超過精算額または契約昼間使用量超過精算額の精算

契約期間中において契約の変更または解消が生じた場合であって変更月または解消月以前に契約最大使用量超過精算額または契約昼間使用量超過精算額を申し受け、もしくは申し受けることが確定している場合には、各精算額算定式のうち「12」とあるのを「契約月から解消月までの月数」として各精算額を算定しなおして精算いたします。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。ただし、12(1)の規定による契約の変更または解消であって当社がやむをえないと判断した場合以外、もしくは12(2)の規定による契約の解消であってお客さまの契約違反のみによる場合には、契約最大使用量超過精算額または契約昼間使用量超過精算額の精算は行いません。

1.4. 契約の解消に伴う契約中途解消精算額

契約期間中において生じた契約の解消が、12(1)の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、もしくは12(2)の規定によるものであってお客さまの契約違反のみによる場合には、当社は契約解消月に、次のとおり契約中途解消精算額を申し受けます。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

- (1) 当社との契約を解消し、当社からのガス供給を廃止する場合および託送供給を行うガス導管事業者に変更がある場合。

$$\text{契約中途解消精算額} = \left[\begin{array}{c} \text{解消日の翌月から} \\ \text{契約終了月までの} \\ \text{残存月数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{基本料金相当額} \end{array} \right]$$

- (2) 当社との契約を解消する場合で、同一需要場所で他のガス小売事業者によるガス供給を継続される場合。

$$\text{契約中途解消精算額} = \left[\begin{array}{c} \text{(1)に定める} \\ \text{契約中途解消} \\ \text{精算額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{託送供給約款に定める} \\ \text{料金表に基づく} \\ \text{託送供給料金相当額} \end{array} \right]$$

- ①他のガス小売事業者へ変更後、託送供給料金相当額が増加するまたは変更がない場合
託送供給料金相当額は、当該契約における託送供給約款の料金表により算定いたします。

- ②他のガス小売事業者へ変更後、託送供給料金相当額が減少する場合

託送供給料金相当額は、変更後に適用される託送供給約款の料金表により算定いたします。

- (3) 当社との契約の解消日の翌日から新たにこの選択約款にもとづいて契約を締結し、契約の解消日

の翌日から契約最大使用量または契約最大需要期使用量をそれまでの契約量から変更する場合。または、新たに当社のその他の契約を締結する場合。

$$\text{契約中途解消精算額} = \left(\begin{array}{c} \text{前契約の} \\ \text{1か月} \\ \text{あたりの} \\ \text{基本料金} \end{array} - \begin{array}{c} \text{新契約の} \\ \text{1か月} \\ \text{あたりの} \\ \text{基本料金} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{解消日の} \\ \text{翌月から} \\ \text{前契約終了月} \\ \text{までの} \\ \text{残存月数} \end{array}$$

1.5. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

1.6. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表1、別表の料金表2の基本料金を次の算式によって割引いたします。また、9の需給契約の精算額については、双方協議して算定するものといたします。

(1) 定額基本料金割引額 =

$$\begin{array}{c} \text{定額基本} \\ \text{料 金} \end{array} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

(2) 流量基本料金割引額 =

$$\begin{array}{c} \text{流量基本} \\ \text{料金単価} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{契約最大} \\ \text{使用量} \end{array} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

(3) 昼間基本料金割引額 =

$$\begin{array}{c} \text{昼間基本} \\ \text{料金単価} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{契約昼間} \\ \text{使用量} \end{array} \times \frac{\text{昼間の調整時間}}{\text{当該月の昼間の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

(4) 夜間基本料金割引額 =

$$\begin{array}{ccccccc} \text{夜間基本} & & \text{契約夜間} & & \text{夜間の調整時間} & & \text{1時間あたりの平均調整量} \\ & \times & & \times & \text{-----} & \times & \text{-----} \\ \text{料金単価} & & \text{使用量} & & \text{当該月の夜間の時間数} & & \text{契約最大使用量} \end{array}$$

17. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、2022年11月1日から実施いたします。

2. この選択約款の掲示

当社は、この選択約款を、当社の本社のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の原則として10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後の時間帯別B契約選択約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

(別 表)

1. 料金の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、基本料金（甲）と基本料金（乙）の合計といたします。
 - ① 基本料金（甲）は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額とします。
 - ② 基本料金（乙）は、昼間基本料金と夜間基本料金の合計といたします。昼間基本料金は昼間基本料金単価に契約昼間使用量を乗じた額とし、夜間基本料金は夜間基本料金単価に契約夜間使用量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあた

っては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(5) 料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

2. 料金表(消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金(甲)

① 定額基本料金

1か月につき	5,500.00円
--------	-----------

② 流量基本料金

1立方メートルにつき	1,054.55円
------------	-----------

(2) 基本料金(乙)

① 昼間基本料金

1立方メートルにつき	12.90円
------------	--------

② 夜間基本料金

1立方メートルにつき	6.44円
------------	-------

(3) 基準単位料金

1立方メートルにつき	118.77円
------------	---------

(4) 調整単位料金

(3) の基準単位料金をもとに、9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。